

お知らせ

九州厚生局 熊本事務所への届出事項に関する事項

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、下記のとおり九州厚生局熊本事務所に届出を行っている保険医療機関です。

- ① 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ② 入院ベースアップ評価料（18）
- ③ 医療情報取得加算

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証の利用並びに問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めている医療機関です。

上記の体制により、令和6年6月より医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算1	初診時	3点（月1回に限る）
医療情報取得加算3	再診時	2点（3月に1回限り算定）

【マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合】

【他院からの紹介状をお持ちの場合】

医療情報取得加算2	初診時	1点（月1回に限る）
医療情報取得加算4	再診時	1点（3月に1回限り算定）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

令和7年4月1日より入院時食事療養費の標準負担額が以下の通り変更になります。

		1食あたりの負担額	
		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
一般		490円	510円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者2	230円 (91日目以降180円) ※91日目以降は手続きが必要	240円 (91日目以降190円) ※91日目以降は手続きが必要
	低所得者1	110円	110円 (現行通り)
指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		280円	300円
精神病床入院患者 ※2015年4月1日以前から2016年4月1日 日まで継続して精神病床に入院している方		260円	260円 (現行通り)

※ 患者様の病状等に対応した治療用の特別食加算は、1食につき76円です。

※ 3病棟136床（3階病棟・4階病棟・5階病棟）において、要件を満たす食堂を備えているため、食堂における食事療養を行った場合、1日につき50円の加算を行います。

保険外負担に関する事項

■ 日用品について

当院では、紛失等防止及び金銭管理が難しい患者様に対して、日用品費等の預り金管理業務及び日用品購入業務等の医療外代行業務を行っております。

現金は事務所にお預け頂き、ご購入などは売店カード又は伝票にてお買い求め頂いております。その為、日用品代行及び管理諸経費を差し引かせて頂いております。

月額：3,000円

月額：1,800円（生活機能回復訓練を行っている方）

■ 冷蔵庫の貸出について

冷蔵庫を貸し出しております。数に限りがありますので、不足の場合はご容赦願います。

一日：100円

■ 理髪（業者による訪問）

カット一回：1,650円

※ その他のご要望はお問い合わせください。

下記の内容については、ご家族のご希望があればご案内させて頂いております。

※ 業者との直接契約になります。

■ 衣類リース（業者名：キクヨー）

月額：12,300円

※ 洗濯を含みます。

※ 本館2階 精神療養病棟ご入院の患者様のみ。

■ 私物洗濯（業者名：キクヨー）

月額：5,350円

■ オムツ（業者名：あかねクリーン）

一枚：29円 × 使用枚数

※ 日用品代行及び管理諸経費・衣類リース（洗濯含む）・私物洗濯について、月途中のご入院やご退院の場合、日割り計算となります。

■ 保険給付外基準料金表

【相談・面談料】

30分未満	5,500円
30分以上60分未満	11,500円
以降30分毎	5,500円

【診断書・文書料】

障害年金診断書（新規）	11,000円
障害年金診断書（現況届）	5,500円
障害年金申立書（新規）	5,500円
障害年金申立書（更新）	3,300円
受診状況等証明書	3,300円
入院証明書（保険会社）	5,500円
通院証明書（保険会社）	2,200円
主治医の意見書（ハローワーク）	3,300円
診断書（公安委員会提出用）	3,300円
普通診断書・証明書（当院書式）	2,200円
死亡診断書（当院書式）	11,300円
成年後見用診断書	5,500円

本人情報シート（成年後見制度用）	2, 0 0 0円
休職（復職）診断書	3, 3 0 0円
就労可否証明書	3, 3 0 0円
障害者手帳診断書（新規）	5, 5 0 0円
障害者手帳診断書（更新）	3, 3 0 0円
自立支援医療意見書（新規）	5, 5 0 0円
自立支援医療意見書（更新）	3, 3 0 0円

※ その他文書料等についてはお問い合わせください。

(別紙様式7)

平成30年4月
明生病院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

以上